

# 災害等発生時における業務継続計画

特定非営利活動法人  
子育て支援グループひまわりのお家  
すみよし分園

2024年4月1日

## 目次

### 1 総論

目的

基本方針

推進体制

(1) 研修と訓練

(2) 災害時における組織体制

災害内容の規模及び被災想定

(1) 震災

(2) 感染症

(3) 原子力事故

人的被害等の想定

(1) 震災の場合

(2) 感染症の場合

(3) 原子力事故の場合

### 2 緊急時の対応

安否確認

(1) 利用者の安否確認

(2) 職員の安否確認

職員の参集基準

災害時優先業務

(1) 発生後1時間以内に行う業務

(2) 発生後24時間以内に行う業務

(3) 発生後72時間以内に行う業務

### 3 平常時における備え

事業所の外部環境

事業所の安全対策

(1) 落下物・倒壊への対策

(2) 避難経路の確認等

(3) 業者連絡先一覧の整備

訓練の実施・計画の見直し等

# すみよし分園 事業継続計画

## 1 総論

### (目的)

この事業継続計画（以下「BCP」という）は、震災等の災害が発生した際に、利用者と職員の安全を確保し、継続的にサービス提供を行うために以下の事を目的とする。

- ア) 利用者と職員の安全を守る。
- イ) 利用者へのサービス提供を継続的かつ安定的に実施する。
- ウ) 地域の一員として災害時の福祉拠点として積極的に役割を果たす。

### (基本方針)

上記の目的を達するため、災害時等における基本方針は以下のとおりとする。

#### (1) 利用者の安全確保

体力が弱い障害児に対するサービス提供を行うことを認識すること。災害等が発生した場合、深刻な人的被害が生じる危険性があるため、利用者の安全を守ることが最大の役割である。そのため、「利用者の安全を守るための対策」が何よりも重要となる。

#### (2) サービスの継続

放課後等デイサービス事業者は、利用者の健康、身体、生命を守るための必要不可欠な責任を担っている。また、利用者に対して「放課後の居場所」を提供しており、災害発生時においても最低限のサービスを提供し続けられるよう、事前の検討や準備を進めることが必要である。万一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされた場合でも、利用者への影響を極力抑えられるよう事前の検討を進めることが肝要である。

#### (3) 職員の安全確保

災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷となることが懸念される。したがって、職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講じることとする。

### (推進体制)

災害時に利用者及び職員の安全を確保し、サービスの提供を効果的に実施するためには、BCPを具体的に実践的なものとする必要がある。したがって、BCPの見直し及び避難訓練時の都度検証を行うとともに職員が共通理解を深められるよう周知する。

#### (1) 研修と訓練

職員に対して災害時の対応及び事業継続に対する認識を深めるため以下の研修・訓練を行う。

- ①地震発生時の対処方法
- ②初期消火活動
- ③保護者の安否確認の方法
- ④出入口の確保
- ⑤安全な避難スペースの確保及び誘導の方法

- ⑥応急手当の方法
- ⑦緊急時、施設外の伝達方法の確認
- ⑧地震災害等に対する基礎知識や事業所の地震対策の習得

(2) 災害時における組織体制

①災害対策本部の設置

茨城県で震度6弱以上の地震が発生した場合及び原子力事故等による大規模な被害が発生した場合に「災害対策本部」を設置する。震度6弱未満の地震の場合であっても利用者や職員及び建物等に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがあるなど緊急の対応が必要な場合にも設置する。

②災害対策本部

主な役割	部署・役職	氏名	備考
全体指揮	理事長		
事業所指揮	管理者		
連絡・記録	社員		
避難・手当	社員・パート社員		
安全確保	社員・パート社員		

(災害内容の規模及び被災想定)

B C P策定にあたり、想定する災害の規模及び被害状況は以下のとおりとする。なお、被害状況の想定については、今後検討を重ねた際に修正及び追加で記載すべき事項があった場合、適宜見直すこととする。

(1) 震災（想定震度…震度6弱以上）

- ・建物…建物の倒壊はなし（一部損傷あり）
- ・ライフライン…事業所周辺地域一帯3日間停止（電気・ガス・水道）
- ・通信…電話：不通或いは通話困難
- ・携帯：不通（3日間）
- ・PCインターネット：使用不可
- ・携帯メール：使用不可
- ・周辺地域…家屋の一部倒壊あり、火災の発生
- ・交通…混乱により利用困難

(2) 感染症（緊急事態宣言発令時を伴う感染発生時 ※新型コロナウイルス等）

- ・建物…建物の倒壊はなし
- ・ライフライン…電気・ガス・水道の影響なし
- ・通信…影響なし
- ・周辺地域…公共施設・病院への入館禁止状態
- ・交通…交通障害なし

(3) 原子力事故(原子力事故による災害発生時 ※本園は東海第二発電所から約30km(UPZ)に位置する。)

- ・建物…建物の倒壊はなし（震災の場合、一部損傷あり）

- ・ライフライン…電気・ガス・水道の影響なし（震災の場合、事業所周辺地域一帯 3 日間停止）
- ・通信…影響なし（震災の場合、不通 3 日間）
- ・PC インターネット：震災の場合使用不可
- ・携帯メール：震災の場合使用不可
- ・周辺地域：震災の場合、家屋の一部倒壊あり
- ・交通…混乱により利用困難

（人的被害等の想定）

人的被害は以下の通り想定する。

(1) 震災の場合

① 職員の状況

- ア) 就業時間に予定人員が確保できない可能性がある。
- イ) 利用者の受け入れ後の発生であれば人員の確保は行える一方、職員の帰宅困難が発生する。
- ウ) 利用者の送迎時に発生の場合、一部職員の不在及び人員の確保が困難となる。
- エ) 職員や事業所との連絡が取りにくい状況となる。

② 利用者の状況

- ア) 揺れによる転倒や落下物等によるケガが発生する可能性がある。
- イ) 負傷の程度によっては医療機関への搬送が必要となる。
- ウ) 帰宅や送迎が困難となり待機や避難が必要となる。

(2) 感染症の場合

① 職員の状況

- ア) 感染及び感染の疑いにより就業時間に予定人員が確保できない可能性がある。

② 利用者の状況

- ア) クラスタ感染のリスクが高くなる。

(3) 原子力事故の場合（震災も伴う場合は(1)も参照）

①職員の状況

- ア) 自宅出発前に屋内退避の場合、就業時間に予定人数が確保できない可能性がある。
- イ) 帰宅後や休日の発生の場合、人員の確保が困難となる。
- ウ) 全面緊急事態の際は屋内退避を実施する為、活動場所に待機となる可能性がある。

②利用者の状況

- ア) 屋内退避の場合、家庭もしくは学校に留まる。
- イ) 全面緊急事態の際は、事業所内もしくは活動場所等で屋内退避となる。震災を伴う場合は、保護者への引き渡しが可能となるまで待機となる。

## 2 緊急時の対応

### (安否確認)

#### (1) 利用者の安否確認

##### ①安否確認ルール

- ・事業所内活動時は安否確認が容易であるが、屋外活動時や送迎時の被災については、現地到着や事業所に戻った後、対応方法の打ち合わせを行うこととする。

##### ②医療機関への搬送方法

- ・被災時は救急車による搬送は困難が予想されるため、社用の送迎者にて搬送するが、事前に受け入れ先の状況を確認して対応するようにする。

#### (2) 職員の安否確認

##### ①安否確認ルール

- ・事業所内活動時は安否確認が容易であるが、屋外活動時や送迎時の被災については、現地到着時や事業所に戻った後、対応方法の打ち合わせを行うこととする。

##### ②自宅等

- ・社用携帯にてメール、または直接電話をして確認をする。

### (職員の参集基準)

自宅等が被災していない場合は参集とするが、利用者の状況を見て判断することとする。

#### ※自動参集基準の対象外

- ・自宅が被災または道路が寸断する等の理由により、出勤することで職員に危険が及ぶ場合には参集は行わない。

### (災害時優先業務)

災害時においては、利用者と職員の生命の維持、安全の確保のための業務を最優先とし、被害を最小限にとどめると共に、サービス提供を継続して行うことを優先に取り組む。また、災害発生からの時間経過とともに以下の業務を優先的に実施する。

#### (1) 発生後1時間以内に行う業務

- ① 発生直後の安全確保
- ② 安全な場所への避難誘導
- ③ 利用者と職員の安否確認
- ④ 事業所の被害状況の確認
- ⑤ 災害対策本部の設置及び第1回災害対策会議の実施

#### (2) 発生後24時間以内に行う業務

- ① 備蓄品の使用準備
- ② 今後のサービス提供の方針及び役割分担の確認
- ③ 主な優先業務の具体的実施方法の確認
- ④ 保護者や関係機関への連絡

#### (3) 発生後72時間以内に行う業務

- ① 救援物資の受け入れ体制の確保
- ② 行政への被害状況の報告

### 3 平常時における備え

#### (事業所の外部環境)

- ア) 事業所における周辺地域の外部環境を常時把握しておく。
- イ) 近隣住民との顔の見える関係作りを推進することで、人的資源および物的資源の共有化や相互支援体制を構築していくようにする。

#### (事業所の安全対策)

地震による備品の転倒や散乱または落下の二次的被害を防ぐために、以下の対策を行う。

##### (1) 落下物・倒壊への対策

- ア) 窓・ドア等のガラス製のものがある場合は割れても飛散しないようガラス飛散防止フィルム等で補強を行う。
- イ) 照明器具や壁掛け時計等の取り付け状態を点検し、落下防止の対策を行う。
- ウ) 利用者が日常的に使用するスペースには極力物を置かないようにし、災害時の安全スペースと動線確保に努める。

##### (2) 避難経路の確認等

- ア) 事業所内の避難経路や消火器の設置場所は、建物平面図等に記載し定期的に確認していく。
- イ) 利用者の障害に応じた避難方法（徒歩・避難車・抱っこ等）を職員が認識しておく。

##### (3) 業者連絡先一覧の整備

- ア) 円滑に復旧作業を依頼できるよう各種業者連絡先一覧を準備しておく。

#### (備蓄品の整備等)

備蓄品リストに基づき備蓄品を整備し、年度初めに定期点検確認をする。その際は以下の点に注意する。

- ア) 備蓄食糧と飲料水は通常の利用状況に基づき、必要食数を確保する。
- イ) 期限を過ぎた飲料水は、生活用水として活用する。
- ウ) 日常的に使用する備品は、通常使用分以外にも備蓄分を確保し定期的に更新を行いながら管理する。
- エ) 災害発生後、一定期間のゴミの収集が行われないと想定し、ゴミの一時保管場所について職員間で検討し情報を共有する。

#### (訓練の実施・計画の見直し等)

災害時において利用者と職員の安全を確保し、優先業務等を効果的に遂行し、より具体的で実践的な内容のBCPにする。そのためには職員全員がBCPや災害時の優先業務の内容を認識し、課せられた役割を確実に実施できることが必要である。BCPの周知と研修や訓練を繰り返し実施し、その過程で明らかとなった課題や対策等については見直しを行い継続的な改善をするものとする。